

女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務

企画コンペ実施要領

令和 8 年 4 月
岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量
「女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務」 一式
- (2) 委託期間
委託契約締結の日から令和9年3月12日(金)まで
- (3) 募集する企画提案の内容
資料2「女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託料の上限額
3,719,000円以内（税込）

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「3 企画コンペ手続き等に関する事項」（4）に定める参加届出書類の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 過去5年間に於いて、国、地方公共団体又は民間企業の職員を対象とした研修の受託実績があること。
- (2) 本業務の実施について、県の要請に即時に応じ、迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (7) 参加届出書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)の期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当室課

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（岩手県庁 11 階）

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

電話：019-629-5346 FAX：019-629-5354

電子メールアドレス：AC0006@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) > 「県政情報」 > 「入札・コンペ・公募情報」 > 「コンペ」 > 「コンペ参加者募集情報」

資料 1	企画コンペ実施要領（本書）
資料 2	業務委託仕様書
資料 3	企画提案書作成要領
資料 4	企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期間

令和 8 年 4 月 7 日（火）午後 5 時まで

イ 受付場所

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（連絡先は上記「3 (1) 担当室課」を参照）

ウ 提出方法

【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又は FAX により提出すること。

エ 回答方法

全ての質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。

オ 回答期日

令和 8 年 4 月 10 日（金）

(4) 参加届出書類の提出

参加者は、下記により参加届出書類を提出すること。

ア 提出書類

- ・ 【様式 1-2】企画コンペ参加届出書
- ・ 【様式 1-3】会社概要及び過去 5 年間の類似事業の主な受託実績 ※パンフレット等でも可

イ 提出期限

令和 8 年 4 月 17 日（金）午後 5 時〔必着〕

ウ 提出先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（住所等は上記「3 (1) 担当室課」を参照）

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

オ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。
- ・ 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日まで、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を下記により提出するものとする。

ア 提出書類

資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時〔必着〕

ウ 提出先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（住所等は上記「3(1) 担当室課」を参照）

エ 提出方法

持参又は郵送による。

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、封筒表に企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

オ 留意事項

- (ア) 参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- (イ) 提案に係る費用の総額は、上記「1 本業務の概要」(4)の委託料の上限額を超えないものとする。
- (ウ) その他、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(7) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(8) 企画コンペ参加の辞退

企画コンペ参加届出書を提出した者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定める企画提案選考委員会の前日まで〔必着〕に、【様式1-4】「企画コンペ参加辞退届」を、岩手県環境生活部若者女性協働推進室（住所等は上記「3(1) 担当室課」を参照）に持参または郵送により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降、県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 本業務の概要」(4)の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時（予定） 令和8年5月中旬（別途通知）

イ 開催場所（予定） 盛岡市内（別途通知）

ウ 開催方法等

- (ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、追加資料等の提出は認めない。
- (イ) プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の機材を使用する場合は事前に連絡することとし、この場合の機材は、参加者の持込を原則とする。
- (ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- (エ) プレゼンテーションの時間は **1者当たり 30分（説明20分、質疑応答10分）**とする。
ただし、都合により、1者あたりの時間を変更する場合があること。
- (オ) 参加者が3者を超える場合には、選考委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された3者により、選考委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
なお、参加者が3者以下であった場合には、一次審査は行わないこととする。

(3) 受託候補者の決定

- ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
なお、受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案書等の内容をただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。
- イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知するものとする。
- ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合、県は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

5 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。
- (3) 企画提案書等との関係
企画提案書等に記載された事項は、業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (4) 契約結果の公表
県は、本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）」、「情報公開条例（平成10年12月11日条例第49号）」等に基づき、必要事項を公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- イ 提出書類は返却しないものとする。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 手続きの停止又は契約の解除に係る費用補償について

手続きの停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(4) その他

- ア 参加届出書類及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

<参考：企画コンペ実施スケジュール（予定）>

企画コンペ実施要領等の公表	4月1日（水）
質問票の提出期限	4月7日（火）午後5時
質問票への回答	4月10日（金）
企画コンペ参加届出書類提出期限	4月17日（金）午後5時
企画提案書等の提出期限	4月24日（金）午後5時
参加辞退届の提出期限	企画提案選考委員会前日
企画提案選考委員会（プレゼンテーション実施）	5月中旬（別途通知）
企画提案選考結果の通知	5月中旬
契約締結（予定）	6月上旬

【様式 1 - 1】

会社等名 : _____
担当部門 : _____
担当者 : _____
メールアドレス : _____
電話 : _____
FAX : _____

実施要領等に関する質問票

女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

〔注意事項〕

- 1 令和8年4月7日（火）午後5時までに提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- 2 原則として電子メール又はFAXで送付のこと。
(アドレス : AC0006@pref.iwate.jp、FAX : 019-629-5354)
- 3 1つの質問項目について1行使用のこと。

【様式 1-2】

年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住所
商号又は名称
代表者職・氏名

企画コンペ参加届出書

「女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務」に係る企画コンペに参加したいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

「企画コンペ実施要領」の「2 参加者の資格要件等」に定める次の内容について虚偽がないことを宣誓します。

- 1 過去5年間において、国、地方公共団体又は民間企業の職員を対象とした研修の受託実績があること。
- 2 本業務の実施について、県の要請に即時に応じ、迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 6 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- 7 参加届出書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- 8 6の期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- 9 他の共同提案の構成員となっていないこと。

【様式 1 - 3】

会社概要及び過去 5 年間の類似事業の主な受託実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金	(年 月 日現在)	
直近の年間売上高	(年 月 日現在)	
従業員数	(年 月 日現在)	
業務内容		
会社の特色		
過去 5 年間の 類似事業の 主な実績	委託者	受託事業内容 (受託年、事業名、受託内容)
	岩手県関係	
	岩手県以外の 官公庁・公共団体	
	民間	
【本申請の窓口となる担当者名】		
所属	電話	
職	F A X	
氏名	E-mail	

※ 既存の資料 (会社パンフレット等) で同項目が網羅されているものであれば、これに替えることができる。

【様式 1 - 4】

企画コンペ参加辞退届

年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

「女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務」に係る企画コンペへの参加を表明し、参加届出書を提出しましたが、都合により参加を辞退いたします。

住所

商号又は名称

代表者職・氏名